

## 研修認定薬剤師制度において汎用される用語の定義

用語	定義・簡易な説明
研修認定薬剤師	本財団の研修認定薬剤師制度に基づいて認定された薬剤師。
申請日	各種認定申請などの申請を行った日。
研修受講日	実際に研修を受講した日。 なお、研修受講日と異なる日付で単位が付与される研修もある。
単位付与日	研修受講後に付与される研修単位の日付。 研修受講日と異なる日付で単位が付与されるものもある。 本財団にて認定申請の審査を行う際、この日付で単位を計算する。
単位取得日	単位付与日の通称。
受講年月日	研修受講日の通称。
単位反映日	研修受講後に研修単位がPECSに登録され、個人画面で単位が確認できるようになる日。 研修の種類により、研修単位が反映されるまでの期間は異なる。また、単位反映日と単位付与日は異なる場合がある。
認定登録番号	本財団が運用する各認定制度に基づく認定者の管理のために登録する番号で、各認定者で固有の番号。
研修受講単位	研修の受講や自己研修等報告書の提出によって付与される単位。2022年3月31日までの研修等による単位はシールに表記されている数字。
認定薬剤師カード	本財団が発行する認定証の内容（認定登録番号、氏名、認定期間、薬剤師名簿登録番号等）が記載されたJIS規格のプラスチックカード。認定証の代わりともなる。通称「IDカード」。
審査料	認定申請、研修実施機関登録申請、研修会の開催申請又は自己研修等報告書の提出の際に、申請者や提出者が本財団に支払う料金のこと。
手数料	認定証の再発行や認定薬剤師カードの申込み等の際に、申込者が本財団に支払う料金のこと。
申請料	「審査料」や「手数料」の通称。
再新規認定申請	更新認定申請が認められなかったなどの理由により、認定期限が切れた後、再度、新規で認定申請すること。

## 研修認定薬剤師制度において汎用される用語の定義

用語	定義・簡易な説明
薬剤師免許証	薬剤師法（昭和35年法第146号）第7条第2項に規定の厚生労働大臣が薬剤師として免許を与えたときに交付する免許証のこと。薬剤師法施行規則の様式第3に様式が規定されている。
薬剤師名簿	薬剤師法（昭和35年法第146号）第6条に規定されている厚生労働省に備えられている薬剤師名簿のこと。
薬剤師名簿登録番号	薬剤師名簿に登録されている登録番号。薬剤師免許証に「薬剤師名簿登録番号」として記載されている。単に「薬剤師免許番号」、「免許番号」とも言われる。
薬剤師名簿登録年月日	薬剤師名簿に登録されている登録年月日。薬剤師免許証に「薬剤師名簿登録年月日」として記載されている。
e-ラーニング研修実施機関	本財団の研修認定薬剤師制度における集合研修としてe-ラーニングを専門に提供する実施機関として承認された機関。2024年6月現在、7団体ある。 <a href="https://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/kenshunintei_internet.html">https://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/kenshunintei_internet.html</a>
学会誌	本財団の研修認定薬剤師制度では、日本学術会議学会名鑑に記載されている学会が定期的に刊行する機関誌のことをいう。
プロバイダー	本財団の研修認定薬剤師制度では、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（CPC）が認証する認定薬剤師制度を運用する実施機関のことを言い、同機構では「生涯研修プロバイダー」と称している。本財団もプロバイダーの1つ。
単位払い出し	薬剤師認定制度認証機構が認証する生涯研修プロバイダーのうち、本財団以外のプロバイダーの認定薬剤師の認定申請を行うために、PECSで管理されている単位をPECSより自ら取り出すこと。